

福島県環境創造資金融資要綱

昭和51年 4月 1日 決定
最終改正 令和4年 4月 1日

(目的)

第1条 この要綱は、事業者に対し、地球環境及び生活環境の保全、公害（福島県生活環境の保全等に関する条例（平成8年福島県条例第32号）第2条に規定するものをいう。）の発生の防止並びに廃棄物（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第2条に規定するものをいう。）の処理のため必要な資金の融資あっせんを行うことにより、環境保全対策の促進を図り、もって県民の生活環境の保全に寄与することを目的とする。

(資金の措置)

第2条 県は、この要綱に基づく融資の促進を図るため、予算の範囲内で原資を金融機関に預託するものとし、この場合県と当該金融機関は、預託に関する契約を締結するものとする。

2 前項の金融機関は、次のとおりとする。

株式会社東邦銀行 株式会社常陽銀行 株式会社福島銀行 株式会社大東銀行
福島信用金庫 二本松信用金庫 郡山信用金庫 須賀川信用金庫 白河信用金庫
会津信用金庫 ひまわり信用金庫 あぶくま信用金庫 株式会社商工組合中央金庫
福島県商工信用組合 いわき信用組合 相双五城信用組合 会津商工信用組合

(融資申込者)

第3条 融資のあっせんの申込みをすることができる者は、次の各号に該当する者とする。

- (1) 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条に規定する範囲の中小企業者（ただし、旅館業の場合にあっては、資本の額又は出資の総額が1億円以下のもの又は常時使用する従業員の数が300人以下のものを含む。）、中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）第3条に規定する中小企業団体（事業協同組合、事業協同小組合、企業組合又は協業組合に限る。）又は農業を営む者
- (2) 県内に工場等を有し、引き続き1年以上同一の事業を営んでいる者
- (3) 自己資金のみでは、環境保全のための施設又は設備（以下「環境保全施設等」という。）の整備等環境保全対策が困難であると認められる者
- (4) 第7条に規定する申込書提出前において、第5条に規定する融資対象事業に着手していない者

(資金の種類)

第4条 融資の対象とする資金の種類は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 個別環境保全資金 環境保全施設等及び分析測定機器の整備、土壌汚染対策（調査・措置）並びに温室効果ガス削減対策に要する資金
- (2) 共同環境保全資金 前号の資金であって、工場等の共同利用に供する資金
- (3) 工場等移転資金 環境保全のための工場等の移転及びこれに必要な土地の取得に要する資金並びに第1号に掲げる資金
- (4) 産業廃棄物処理資金 産業廃棄物の処理のための施設等の整備及び埋立処分のための用地の取得に要する資金

(融資対象事業)

第5条 前条の規定に基づく資金の融資対象事業は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) ばい煙防止施設整備事業
- (2) 粉じん防止施設整備事業
- (3) 汚水等処理施設整備事業
- (4) 騒音又は振動防止施設整備事業
- (5) 悪臭防止施設整備事業
- (6) 電動車整備事業
- (7) 有害化学物質汚染防止施設整備事業
- (8) エネルギーの有効利用施設整備事業
- (9) リサイクル施設整備事業
- (10) 産業廃棄物処理施設整備事業（産業廃棄物の埋立処分のための用地（埋立面積1万㎡以上のものに限る。）の取得を含む。）
- (11) 環境保全のための分析測定機器整備事業
- (12) 環境保全のための工場等の移転事業（用地の所有権、地上権又は賃借権の取得のみを行う場合を除く。）
- (13) オゾン層保護対策施設整備事業
 - ア オゾン層破壊物質の使用を削減または廃止するために行う工場等の施設の新設または改造。
 - イ オゾン層破壊物質の回収処理保管装置、破壊処理装置の設置又は改造。
- (14) ゼロエミッション推進施設整備事業
- (15) 揮発性有機化合物（VOC）排出抑制施設整備事業
- (16) アスベスト飛散防止設備整備事業
- (17) 土壌汚染対策事業（調査・措置）
- (18) 温室効果ガス削減対策事業
- (19) その他知事が特に必要と認める事業

2 前項第1号から第18号に掲げる事業の融資対象環境保全施設等又は資金は、別表に掲げるものとする。

(融資条件)

第6条 融資の条件は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 融 資 限 度 額 一の工場等（共同環境保全資金にあつては、一の共同環境保全事業）において、融資を受ける年度につき、次のとおりとする。

個別環境保全資金	3,000万円以内
共同環境保全資金	6,000万円以内
工場等移転資金	3,750万円以内
産業廃棄物処理資金	3,000万円以内
- (2) 融 資 利 率 金融機関が貸し付ける融資利率は、年1.3%とする。
- (3) 融 資 期 間 7年以内(据置期間1年)とする。
- (4) 担 保 及 び 保 証 人 金融機関の定めるところによる。
- (5) 信 用 保 証 金融機関において必要とされた場合、信用保証を付する。

(6) 信用保証料 福島県信用保証協会又は福島県農業信用基金協会の定めるところによる。

(7) 償還方法 元金均等の年賦又は月賦償還とする。ただし、繰上償還を認める。

(融資あっせんの申込)

第7条 融資あっせんを受けようとする者（以下「申込者」という。）は、福島県環境創造資金融資あっせん申込書（様式第1号。以下「申込書」という。）4部に、次に掲げる書類を添えて、所轄の市町村長を経由のうえ、知事に申し込むものとする。

(1) 環境保全施設等及び分析測定機器の整備（産業廃棄物の処理のための施設等の整備を含む。）の場合

ア 第5条に掲げる事業に係る施設等の見積書、設計書（設計図を含む。）仕様書及びカタログ

イ 第5条に掲げる事業に係る施設等の処理能力理論計算書及び処理効果成績書

ウ 第5条に掲げる事業に係る施設等の配置予定状況を記載した工場等の平面図及び附近見取図

エ 融資対象施設の関連工程図

オ 最近時の決算書又は収支計算書

カ 環境保全関係法令又は県環境保全関係条例の規定に基づく改善命令又は改善勧告を受けた場合はその文書の写し

(2) 産業廃棄物の処理のための用地取得の場合

当該用地の売買契約書又は予約書、地積平面図及び縦横断面図

(3) 工場等の移転の場合

ア 第1号アからカに掲げる書類

イ 移転先土地の所有権、地上権若しくは賃借権の取得又は当該予約を証明する書類及び地積平面図

ウ 移転先及び現在地の用地、建物の平面図（機械等の配置を含む。）並びに附近見取図

エ 農地転用等許可を必要とするものについては、許可証の写し

オ 移転先の市町村長の同意書（様式第2号）

(4) 土壌汚染対策（調査・措置）の場合

ア 資金用途が分かるもの（契約書、見積書、仕様書、措置費用の補償の場合は、土地所有者からの請求書等）

イ 工場等の位置図、配置図、付近見取図等

ウ 調査・措置の工程表、図面等

エ 措置の場合、土壌調査報告書等の写し

オ 土地所有者等が分かるもの（土地登記簿謄本等）

(5) 温室効果ガス削減対策の場合

ア 資金用途が分かるもの（契約書、見積書、仕様書等）

イ 工場等の位置図、配置図、付近見取図等

ウ 事業スケジュール表（認証取得、ESCO事業、各種調査等）

エ コンサルティング機関、審査機関、ESCO事業者、調査機関等に係る書類

オ 第1号オに掲げる書類

(申込書の経由機関及び審査)

第8条 市町村長は、申込書を受理したときは、第3条に規定する融資申込者の資格要件及び第7条に規定する申込書類について審査のうえ、当該申込書3部に意見を付して所轄の地方振興局長に送付するものとする。

2 地方振興局長は、第1項の規定により申込書の送付を受けたときは、当該申込みに係る計画の内容について審査し、意見を付して当該申込書2部を知事に進達するものとする。

(融資あっせん等の決定)

第9条 知事は、前条の規定により申込書の進達を受けたときは、内容を審査のうえ、融資あっせんの適否を決定し、その旨を当該申込者に対し融資あっせん通知書(様式第3号)又は融資あっせん不成立通知書(様式第4号)により通知するとともに、融資のあっせんが適当であるものについては、当該申込書1部を添えて、その旨を金融機関に通知するものとする。

2 知事は、前項の場合、その旨を地方振興局長及び市町村長に通知するものとする。

3 申込者は、金融機関に対し、第1項の融資あっせん通知書を添えて借入申込をするものとする。

4 金融機関は、前項の借入申込があったときは、速やかに金融機関所定の貸付手続により、その責任において融資を決定するものとする。この場合、信用保証を必要とするものについては、所定の手続きによるものとする。

(融資あっせんの不成立)

第10条 第9条第1項に基づく融資あっせん通知書の交付の日から、3月以内に融資の決定が行われなかったときは、当該融資のあっせんは成立しなかったものとみなす。

2 金融機関は、前項の場合、直ちにその旨の理由を付して、知事に通知しなければならない。

3 知事は、前項の規定による通知を受けたときは、直ちにその旨を地方振興局長及び市町村長に通知するものとする。

(事業計画の変更)

第11条 融資あっせんの決定を受けた者は、当該融資に係る事業計画に変更を加えようとするときは、あらかじめ事業計画変更承認申請書(様式第5号)により知事の承認を受けなければならない。

2 前項に規定する承認の手続きは、第7条、第8条及び第9条の規定を準用するものとする。

(対象施設の処分等の制限)

第12条 融資を受けた者は、融資に係る債務を完済するまでは、当該融資により整備した施設、設備又は機器について、次の各号の一に掲げる処分等をしてはならない。ただし、予め知事の承認を受けたときはこの限りでない。

(1) 譲渡、交換又は貸付け

(2) 改造又は移転

(3) 長期にわたる使用の停止

(4) 前各号に掲げるもののほか、これに準ずる処分等

2 前項に規定する承認の手続きは、第7条、第8条及び第9条の規定を準用するものとする。

(報告)

第13条 金融機関は、この要綱に基づく融資を実行したときは、福島県環境創造資金融資実行報告書(様式第6号)により、翌月10日までに 知事に報告しなければならない。

- 2 融資を受けた者は、速やかに当該融資対象事業に着手するとともに、事業着手報告書（様式第7号）により知事に報告しなければならない。
- 3 融資を受けた者は、知事が当該融資対象事業の進捗状況について、報告を求めたときは、直ちに事業進捗状況報告書（様式第8号）により、知事に報告しなければならない。
- 4 前2項の報告書の提出部数は2部とし、地方振興局長を経由して環境共生課長へ提出するものとする。
- 5 融資を受けた者は、当該融資対象事業を完了したときは、直ちに、事業完了届（様式第9号）により、市町村長を経由のうえ知事に届け出なければならない。
- 6 前項の届出書の提出部数は、3部とし、届出書の経由機関は、第8条の規定を準用するものとする。

（関係書類の整備）

第14条 融資を受けた者は、当該融資に係る経理を明らかにするとともに、関係書類を整理保存しておかなければならない。ただし、当該融資に係る債務を完済した日から1年を経過した場合においては、この限りでない。

（融資金の繰上償還）

第15条 知事は、融資を受けた者が、次の各号の一に該当すると認めるときは、金融機関を通じ、融資した資金の全部又は一部の繰上償還を指示することができるものとする。

- (1) 融資金をその目的以外に使用したとき。
- (2) 虚偽の申請等により不正の事実が判明したとき。
- (3) 第11条又は第12条の規定に基づく承認を受けないで、事業計画を変更し又は対象施設の処分等を行ったとき。
- (4) 正当な理由がないにもかかわらず、第9条の規定に基づく融資を受けた日から2月以上を経過しても工事に着手しないとき。

2 金融機関は、前項の規定により融資金の繰上償還の指示を受けた者に対し直ちに償還の措置をとるものとする。

（調査）

第16条 知事は、融資のあっせんを行うにあたって、必要な限度において、申込者の工場等の状況を調査することができる。

2 知事は、融資を受けた者に係る当該事業について、調査することができる。

（その他）

第17条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関して必要な事項は別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、昭和51年4月1日から適用する。
- 2 福島県公害防止施設整備資金融資要綱（昭和50年4月1日決定）は廃止する。
- 3 この要綱施行前の福島県公害防止施設整備資金融資要綱（昭和47年4月1日決定、昭和48年4月1日決定、昭和49年4月1日決定及び昭和50年4月1日決定）に基づきなされた融資については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、昭和62年4月1日から施行する。
- 2 改正前の要綱に基づきなされた融資については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成元年4月1日から施行する。
- 2 改正前の要綱に基づきなされた融資については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成2年4月1日から施行する。
- 2 改正前の要綱に基づきなされた融資については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成4年4月1日から施行する。
- 2 改正前の要綱に基づきなされた融資については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成5年4月1日から施行する。
- 2 改正前の要綱に基づきなされた融資については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成5年10月5日から施行する。
- 2 改正前の要綱に基づきなされた融資については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成6年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成7年4月1日から施行する。
- 2 改正前の要綱に基づきなされた融資については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成7年12月15日から施行する。
- 2 改正前の要綱に基づきなされた融資については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成9年4月1日から施行する。
- 2 改正前の要綱に基づきなされた融資については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成11年4月1日から施行する。

- 2 改正前の要綱に基づきなされた融資については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成11年5月1日から施行する。
- 2 改正前の要綱に基づきなされた融資については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成12年4月1日から施行する。
- 2 改正前の要綱に基づきなされた融資については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成14年4月1日から施行する。
- 2 改正前の要綱に基づきなされた融資については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成15年6月1日から施行する。
- 2 改正前の要綱に基づきなされた融資については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成17年10月24日から施行する。
- 2 改正前の要綱に基づきなされた融資については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成19年4月1日から施行する。
- 2 改正前の要綱に基づきなされた融資については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成20年4月1日から施行する。
- 2 改正前の要綱に基づきなされた融資については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成20年10月1日から施行する。
- 2 改正前の要綱に基づきなされた融資については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成22年4月1日から施行する。
- 2 改正前の要綱に基づきなされた融資については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

- 2 改正前の要綱に基づきなされた融資については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 改正前の要綱に基づきなされた融資については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 改正前の要綱に基づきなされた融資については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 改正前の要綱に基づきなされた融資については、なお従前の例による。